

STOP 少子化！「未来をつなぐ、小さな手 みんなで育む、大きな希望」

安中市は子育て世帯を応援します！

不妊・不育症治療費助成事業を拡充します

不妊・不育治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ることを目的として不妊・不育治療助成事業を行っております。令和4年4月から体外受精などの基本治療は全て保険適用となりましたが、継続して事業を実施しております。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 事業開始 | 4月1日申請から |
| 2. 対象者 | 不妊・不育症治療をしている夫婦
※申請する夫婦のどちらか一方が申請日の1年以上前から安中市
民であること、医療保険加入者であり市税の滞納がない市民 |
| 3. 対象となる治療費 | 医師が認めた医療保険診療および医療保険適用外の治療 |
| 4. 助成金額 | 不妊治療:対象となる治療費に対する自己負担額 10万円が限度
不育治療:対象となる治療費に対する自己負担額 20万円が限度
(千円未満は切りすて) |
| 5. 申請期間 | 4月1日から翌年3月31日に受けた不妊・不育症治療は、原則
としてその年度内に申請
※1年度あたりの申請回数は1回 |
| 6. 予算措置 | 520万円 |

【問い合わせ】

保健福祉部健康づくり課母子保健係
Tel027-382-1111(内線1176)